

# 「『学びへつなぐ地域型学習支援事業』学習支援実施運営にかかる コーディネート等業務」委託にかかる実施要領（公募型プロポーザル）

本要領は、「学習支援実施運営にかかるコーディネート等業務」（以下、「本業務」という。）に関わる受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 業務の名称

「『学びへつなぐ地域型学習支援事業』学習支援実施運営にかかるコーディネート等業務」

## 2 業務の内容に関する事項

### (1) 業務内容

「学習支援実施運営にかかるコーディネート等業務 仕様書」のとおり

### (2) 委託契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日

### (3) 事業規模（契約上限金額）

金7,500,000円（消費税を含む。）

### (4) 履行場所

神戸市役所本庁舎1号館こども家庭局こども未来課及びその他指定する場所

### (5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、神戸市は、契約金額以外の費用を負担しない。

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、本業務は令和5年度事業として委託契約を締結するものとし、契約内容は神戸市と協議のうえ仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約締結をしないことがある。

### (2) 委託料の支払い

業務完了後、神戸市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

### (3) 契約書案

別紙 頭書及び委託契約約款 参照

### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 参加申請関係書類の受付期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

- (4) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。
- (6) 本店・本社を神戸市内に有する者であること。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (9) 共同事業体による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(8)を全て満たすこと。なお、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

## 5 スケジュール（予定）

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| (1) 実施要領等の配布開始         | 令和5年2月13日（月）      |
| (2) 参加申請関係書類提出・質問受付期限  | 令和5年3月1日（水）17時まで  |
| (3) 質問に対する回答           | 令和5年3月3日（金）       |
| (4) 企画提案書の提出期限         | 令和5年3月30日（木）17時まで |
| (5) 選定委員会（プレゼンテーション審査） | 令和5年4月上旬～中旬（予定）   |
| (6) 選定結果通知             | 令和5年4月中旬～下旬（予定）   |
| (7) 契約締結・事業開始          | 令和5年4月下旬（予定）      |
| (8) 事業終了               | 令和6年3月31日（日）      |

## 6 実施要領等の配布

- (1) 配布開始 令和5年2月13日（月）
- (2) 配布方法 神戸市HPからダウンロード

## 7 参加申請関係書類の提出

- (1) 受付期間
  - 令和5年2月13日（月）から令和5年3月1日（水）の17時まで
  - ※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる神戸市の休日を除く9時～12時、13時～17時。
  - ※持参による場合は、事前に電話連絡を行うこと。
- (2) 提出書類（以下に掲げる書類を各1部）
  - ① 参加申込書（様式第1号）
  - ② 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）
  - ③ 事業経歴書及び業績報告書（直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載）
    - ※任意様式（決算報告書、会社概要、パンフレット等でも可）
  - ④ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村民税の各納税証明書（直近1年分）
    - ※未納がないことが証明できる納税証明書によること。
  - ⑤ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第3号）
- (3) 提出方法
  - 持参もしくは郵送・宅配による。
  - 持参による場合は、事前に本要領13に記載する担当課（以下、担当課とする。）に電話連絡のうえ、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1

項各号に掲げる神戸市の休日を除く9時～12時、13時～17時までの間に上記(1)に規定の期日までに必着とする。

郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、送付記録が残る方法により、令和5年3月1日(水)の17時までに下記(4)の提出場所に必着とする。

(4) 提出場所 本要領13のとおり

(5) 参加の辞退

参加申請後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式第5号)により、担当課に届け出ること。

## 8 実施要領等に関する質問

(1) 受付期間

令和5年2月13日(月)から令和5年3月1日(水)の17時まで

(2) 提出方法

質問票(様式第4号)に質問事項を記入し、件名を「学習支援実施運営にかかるコーディネート等業務に関する質問」として担当課宛に電子メールで提出すること。また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、応募者間の公平性を確保するために、原則全ての質問事項について令和5年3月3日(金)までに、応募者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて送信する。また、質問した事業者名は公表しない。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。

(4) その他

神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

## 9 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和5年2月13日(月)から令和5年3月30日(木)の17時まで

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる神戸市の休日を除く9時～12時、13時～17時。

※持参による場合は、事前に電話連絡を行うこと。

(2) 提出方法

電子メールによるデータの提出又は、持参もしくは郵送・宅配による紙資料の提出とする。

電子メールの場合は、件名を「学習支援実施運営にかかるコーディネート等業務に関する企画提案書」とし、必ず到着確認の電話連絡を担当課に行うこと。

持参による場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる神戸市の休日を除く9時～12時、13時～17時までの間に上記(1)に規定の期日までに必着とする。

郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、送付記録が残る方法により、令和5年3月30日(木)の17時までに下記(3)の提出場所に必着とする。

(3) 提出先アドレス及び提出場所 本要領13のとおり

(4) 提出書類(紙資料の提出の場合は、以下に掲げる書類を8部(原本1部・写し

7部) 提出)

①企画提案に関する資料

◎企画提案書 ※任意様式 紙資料の提出の場合は、A4サイズ両面とする。  
次に掲げる事項をすべて記載すること。

- i 企業(団体)の概要
- ii 本事業に対する考え方  
基本的な考え方・事業への理解、実施方針
- iii 本業務の具体的な実施方法  
「学習支援実施運営にかかるコーディネート等業務 仕様書」4業務内容  
1～3の各項目について具体的に記載すること
- iv 類似業務実績  
類似業務の実績がある場合にはその件数及び内容
- v 業務の実施体制・支援体制
- vi 業務工程・日程表

②見積書 ※任意様式 紙資料の提出の場合は、A4サイズ片面とする。

◎次に掲げる事項をすべて記載すること。

- ・ 件名、見積年月日、事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先（担当者の氏名及び電話番号）
- ・ 項目ごとにそれぞれの業務における詳細な作業項目の内訳（数量・金額）を明記の上、それぞれの費用の額、及び総額、消費税及び地方消費税額、消費税及び地方消費税を含めた費用の総額。なお、費用総額は、契約金額の上限までとする。
- ・ 学習支援実施運営団体6団体のうち、新規団体数が少なくとも2団体、多ければ6団体すべてとなるが、新規団体数の多寡により見積額が変動する場合は、見積額のパターンごとに見積書を作成すること。

◎再委託が必要な項目については具体的に定めるとともに、その金額について明示すること。

## 10 委託契約候補者の選定方法

### (1) 提案選考会の実施

神戸市職員で構成する委託契約候補者選定に係る提案選考委員会において、企画提案書等を審査し、委託契約候補者を選定する。

提案選考委員会において、事業者が企画提案書等に基づいたプレゼンテーションを実施し、審査により委託契約候補者を選定する。

ア 日時 令和5年4月上旬～中旬（予定）

イ 場所 神戸市役所またはオンラインによる

ウ 内容 企画提案書等（様式自由）によるプレゼンテーション及び質疑応答（プレゼンテーション10分程度、質疑応答10分程度、計20分を予定）

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※日時、場所、オンラインによる場合の実施方法など詳細については、後日、市から連絡する。

(2) 評価基準

- ① 下記 (3) に定める内容点の合計点が最も高いものを委託契約候補者とする。
- ② ①による最高得点者が複数ある場合は、内容点のうち「3 具体的な実施方法にかかる提案の内容」の点数が最も高い者を委託契約候補者とする。さらに「3 具体的な実施方法にかかる提案の内容」の最高得点者も複数ある場合は、当該応募者にくじを引かせて委託契約候補者を決定する。

(3) 評価項目と配点 (審査委員 1 人あたり)

内容点	1 業務目的・内容に対する理解 (本業務への基本的な考え方・理解)	10 点
	2 業務遂行にあたっての体制	10 点
	3 具体的な実施方法にかかる提案の内容	30 点
	4 事業実施のスケジュールの計画性	15 点
	5 提案の実現性	15 点
	6 類似業務の実績	15 点
	7 費用積算根拠の妥当性	5 点
合 計		100 点

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ⑥ 見積書の金額が、「2 (3)」に記載する事業規模 (契約上限金額) を超過すること。
- ⑦ 審査の結果、評価点の合計が 5 割未満である場合。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また神戸市ホームページに掲載する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の得点を掲示する。

## 11 応募を無効とする場合

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- (1) 神戸市が指定する場合を除き、見積書及び企画提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 見積書に必要な事項の記載がないとき。
- (3) 本要領 4 に掲げる条件に該当しない者が参加したとき。
- (4) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により見積書に記入したとき。
- (5) 見積書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

## 12 その他

- (1) 当該プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該プロポーザルの終了後も返却しない。
- (3) 提出された書類は、神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるもの（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 神戸市が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出は認めない。
- (6) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負うものとする。
- (7) 神戸市が提供する資料は、当該プロポーザルの参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (8) 参加者は、委託契約候補者の選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (9) 委託契約候補者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点の応募登録者を委託契約候補者とする。
- (10) 本募集は令和5年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、この募集に基づく委託契約を締結しないことがある。

## 13 担当課（問い合わせ・企画提案書等送付先）

神戸市こども家庭局こども未来課

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館7階

TEL：078-322-5213

電子メール：[kodomo\\_mirai@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kodomo_mirai@office.city.kobe.lg.jp)